

令和7年度

木材利用課関係予算
概算決定の概要

令和6年12月

林野庁

目次

○ 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策	2
I 林業・木材産業循環成長対策	3
木材需要拡大・木材産業基盤強化対策	
1 木質バイオマス利用促進施設整備	
2 木造公共建築物等の整備	
II 木材需要の創出・輸出力強化対策	7
1 非住宅建築物等木材利用促進事業	
2 木質バイオマス利用環境整備事業	
3 木材製品輸出拡大実行戦略推進事業	
4 「クリーンウッド」実施支援事業	
5 ウッド・チェンジ拡大促進支援事業	
○ 持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業	13
○ 国際熱帯木材機関本部事務局設置経費	14
【参考】	
○ 品目団体輸出力強化支援事業	15

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策

【令和7年度予算概算決定額 14,351,245 (14,397,655) 千円】
(令和6年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策) 45,852,821千円)
(令和6年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円)

<対策のポイント>

カーボンニュートラルの実現に向け、森林の循環利用を促進する観点から、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の全体像>

1. 森林の集約化モデル地域実証事業

・循環利用に取り組む林業経営体へ森林の集積・集約化を進めるための、地域の森林の将来像の作成・共有、境界確定、関係者間でのデジタル森林情報の共有等を支援

2. 林業・木材産業循環成長対策

・路網の整備・機能強化、搬出間伐の実施、再造林の低コスト化、高性能林業機械の導入とともに、木材加工流通施設の整備や木造公共建築物の整備、森林由来J-クレジット等森林価値の活用等を支援

3. 林業デジタル・イノベーション総合対策

・林業機械の自動化・遠隔操作化技術や森林内の通信技術・木質系新素材の開発・実証、先進技術を活用する技術者の育成、デジタル林業戦略拠点の構築等を支援

4. 建築用木材供給・利用強化対策

・木造中層建築物に係る設計や木質耐火部材・JAS構造材の技術開発、製材やCLT等を用いた建築物の低コスト化に向けた技術開発や設計・建築実証、木造建築物の設計者・施工者の育成等を支援

5. 木材需要の創出・輸出力強化対策

・地域の取組に対する木材利用の専門家派遣、CLT等の輸出促進、合法伐採木材の利用促進、木質バイオマスを活用した「地域内エコシステム」の展開、特用林産物の需要拡大等を支援

6. 森林・林業担い手育成総合対策

・「緑の雇用」事業による新規就業者への体系的な研修、林業大学校で学ぶ就業前の青年への給付金給付、林業経営体の労働安全対策等を支援

7. 林業・木材産業金融対策

・意欲と能力のある林業経営者が行う機械導入・施設整備に対する融資の円滑化を支援

8. 森林・山村地域活性化振興対策

・里山林の整備・活用に取り組む組織の確保・育成、「半林半X」を含む活動の実践による山村地域活性化を支援

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和7年度予算概算決定額 6,186,326 (6,510,953) 千円】
 (令和6年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 11,647,300千円)
 (令和6年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

＜対策のポイント＞

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、林業の生産基盤の強化や再生林の低コスト化を図るとともに、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築を支援します。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

1. 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、搬出間伐の実施や路網整備、再生林の低コスト化等の取組を一体的に支援するとともに、高性能林業機械の導入、エリートツリー等の原種増産技術の開発や苗木の生産技術向上等の取組を支援します。

2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、公共建築物等の木造・木質化、木材加工流通施設の整備等を支援します。

(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和6年度補正予算額】1,700,048千円

＜事業の流れ＞



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

○循環型資源基盤整備強化対策

- ・間伐材生産 ・路網整備 ・低コスト再生林対策
- ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備

○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策

○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策

○森林総合利用対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策

川 上 : 森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川 中 : 製材事業者、合板事業者等

川 下 : 木材需要者

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

- ・木材加工流通施設等の整備
- ・木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・特用林産振興施設等の整備
- ・公共建築物等の木造・木質化

【お問い合わせ先】 林野庁計画課 (03-6744-2082)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち
木材需要拡大・木材産業基盤強化対策（組替新規）

【令和7年度予算概算決定額 6,186,326（6,510,953）千円の内数】

・国産材利用への追い風が吹いている中、需要拡大を図るとともに、木材需要に対応できる安定的・持続的な供給体制の構築を通じ、川下から川上まで相互利益を拡大していくことが重要。
 ・このため、木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する施設整備を総合的に支援することにより、国産材利用を推進する。

＜事業の内容＞

木材の需要拡大及び木材産業の基盤強化を図るため、以下の取組を支援します。

＜支援内容＞

① 木造公共建築物等の整備

地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援

② 木質バイオマス利用促進施設の整備

未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材や、未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な供給施設・利用施設の整備を支援

③ 特用林産振興施設等の整備

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援

④ 木材加工流通施設等の整備

林業・木材産業の生産基盤の強化に資する木材加工流通施設等の整備を支援

＜事業実施主体＞

地方公共団体、森林組合、民間事業者 等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

木材需要拡大・木材産業基盤強化に係る施設を総合的に支援

木造公共建築物等の整備

① 教育施設や社会福祉施設など公共建築物等の木造化や内装木質化を支援（**地域材利用や再造林等へ貢献する取組への支援を強化**）



木造・木質化のイメージ



木質バイオマス利用促進施設の整備

② 林地残材等の活用、燃料用チップ等の供給、木質バイオマスの熱利用・熱電併給のための施設等の整備を支援（**燃焼灰活用への支援を強化**）



移動式チップパー



木質資源利用ボイラー

特用林産振興施設等の整備

③ 特用林産物の生産性向上や品質確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援（**耐震施設の整備等の支援を強化**）



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

木材加工流通施設等の整備

④ 地域材の供給力強化に向けた木材加工流通施設等の整備を支援（**省人化施設の導入、工場再編等への支援を強化**）



省人化等施設

【お問い合わせ先】 ①の事業 林野庁木材利用課 (03-6744-2626)
 ②の事業 " (03-6744-2297)
 ③の事業 経営課 (03-3502-8059)
 ④の事業 木材産業課 (03-6744-2292)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木質バイオマス利用促進施設整備

<対策のポイント>

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組や、地域の関係者の連携の下、森林資源を熱利用や熱電併給により地域内で持続的に活用する「地域内エコシステム」をはじめとした地域一体的な木質バイオマスエネルギー利用体制の構築を重点的に支援します。

■ 未利用間伐材等活用機材整備

未利用間伐材・林地残材等由来の燃料の収集・運搬の効率化に資する取組は、補助率1/2（枝葉・短尺材を活用する取組は優先採択）

■ 木質バイオマス供給施設整備

未利用木質資源※¹の燃料製造・供給に向けた取組は、補助率1/3

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組である場合、又は、地域活用要件※²に合致するFIT・FIP発電所への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組の場合には、補助率1/2

また、地域活用要件※²に合致しないFIT・FIP発電施設※⁴への供給を主な目的とし、かつ政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組でない場合には、補助率15%

■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

未利用木質資源※¹の熱利用や熱電併給に供することを目的とした取組は補助率1/3 ※⁵

ただし、「地域内エコシステム」の構築に資する取組、又は政府が推進する地域一体的な計画※³に基づく取組である場合には、補助率1/2

（燃焼灰を有効活用する取組は優先採択）

事業実施主体：

地方公共団体、民間事業者等

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業主体へ配分。

《補助対象》

■ 未利用間伐材等活用機材整備

○ 未利用間伐材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備

- ・ 移動式チップパー
- ・ 林地残材収集運搬車 等



■ 木質バイオマス供給施設整備

○ 未利用木質資源をエネルギー等として活用するために必要な施設の整備

- ・ 木質燃料製造施設
- ・ 乾燥施設
- ・ 貯木場 等



■ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

○ 未利用木質資源を熱利用・熱電併給するために必要な施設の整備

- ・ 木質資源利用ボイラー
- ・ 熱利用配管
- ・ 燃料貯蔵庫 等



- ※1 地域の森林由来の木質バイオマスに相当するもの
- ※2 FIT制度の新規認定において求められる地域活用要件に相当するもの
- ※3 総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクトのマスタープラン等に基づく取組である場合
- ※4 出力1万kW以上の発電施設への供給を主な目的とする場合は補助対象外
- ※5 FIT・FIPを活用する発電施設本体は補助対象外

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2297）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち林業・木材産業循環成長対策のうち木材需要拡大・木材産業基盤強化対策のうち 木造公共建築物等の整備

<対策のポイント>

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（都市（まち）の木造化推進法）を踏まえ、同法に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物等の木造化・内装木質化に対し支援します。

補助対象：公共建築物等の木造化・内装木質化

補助率：定額（1／2以内等）

- ▶ **木造化：**建築工事費の15%以内
ただし、次に該当するものは1/2以内
 - CLT等の強度又は耐火性に優れた建築用木材を構造耐力上主要な部分に活用する建築物
 - 耐火建築物又は三階建ての準耐火建築物 等
- ▶ **内装木質化：**建築工事費の3.75%以内
ただし、木質化事業費の1/2を超えないこと

※ 建築工事費とは建築物を新築する際の建築工事費全体。既存施設において木質化を行う場合は、当該施設と同様の施設を新築した場合の建築費を試算。

事業実施主体：地方公共団体、民間事業者等
(都市(まち)の木造化推進法に基づく協定締結者を優先的に支援)

<事業の流れ>



※国で定めた配分基準で都道府県に配分。
都道府県はさらに事業実施主体へ配分。

《公共建築物等の対象施設例》

【教育・学習関係施設】

- ・文化交流センター
- ・保育園及び子育て支援施設
- ・学校附属施設
- ・体育館、武道場
- ・図書館
- ・児童館
- ・青年の家及び研修所
- ・文化財保存及び展示施設



【医療・社会福祉施設】

- ・病院・診療所
- ・高齢者福祉施設
- ・障害者支援施設

【観光・産業振興関係施設】

- ・観光案内施設
- ・ターミナル施設
(物販施設は対象外)



【公共建築物等の木造化・内装木質化のポイント】

木材利用の波及効果・展示効果の発揮

延べ1000人/年の利用者が見込まれる非営利目的の施設であり、延べ面積が300m²以上であること。

木造化：原則、地域材0.18m³/m²以上であること。

内装木質化：木質化面積が合計300m²以上かつ地域材50%以上であること。

対象施設の耐用年数の残存期間が10年以上あること。

合法性確認木材等の利用促進

クリーンウッド法に基づき合法性が確認された木材等を使用すること。

JAS製材品使用の促進

木造化は、原則、構造耐力上主要な部分に用いる製材品について、「日本農林規格等に関する法律」の規定に基づき認定されたものを使用すること。

木造化における地域材の計画的な調達の推進

材工分離発注方式は、優先的に支援。

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課（03-6744-2626）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和7年度予算概算決定額 250,010 (298,089) 千円】
 (令和6年度補正予算額 (林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 350,000千円)
 (令和6年度補正予算額 (花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,634,710千円の内数)

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による木材需要の拡大を支援するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等を行います。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

＜事業の内容＞

1. **非住宅建築物等木材利用促進事業** 32,604千円
 地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。
2. **木質バイオマス利用環境整備事業** 90,351千円
 利用が低位な**林地残材の活用を更に促進するための環境整備**の取組を支援するとともに、「**地域内エコシステム**」の普及に向けた取組を支援します。
3. **木材製品輸出拡大実行戦略推進事業** 20,000千円
 CLT、構造用集成材等の**販売力強化のための協議会設立**、協議会による**海外市場のテストマーケティングの実践・分析**、関係者への普及啓発等を支援します。
4. **「クリーンウッド」実施支事業** 52,848千円
 事業者による**合法性確認の取組の支援**、**専門委員会の設置**、**違法伐採関連情報等の提供**を実施します。
5. **ウッド・チェンジ拡大促進支援事業** 28,000千円
 国産材需要の拡大に向けて、**ウッド・チェンジを促進するため**、日本の森林資源の循環利用に資する**木材利用の意義への認知向上等**、普及啓発を推進します。
6. **特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業** 26,348千円
 特用林産物の**生産性向上・新商品開発等**の先進的取組や優良事例の情報提供、**輸出先国のニーズ等の情報収集**等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【お問い合わせ先】 (1～5の事業) 林野庁木材利用課 (03-6744-2120) 7
 (6の事業) 経営課 (03-3502-8059)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
非住宅建築物等木材利用促進事業

【令和7年度予算概算決定額 32,604(56,706)千円】

<対策のポイント>

非住宅建築物等における木材利用の促進に向けて、地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 地域における非住宅木造建築物整備推進

地域における非住宅建築物の木造化・木質化を推進するため、地域の企業や行政が参画する地域協議会^{注1}等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

注1 地域協議会：地域の商業関係団体、木材関係団体、設計者、施工者、木材コーディネーター、行政等により構成される協議会

主な支援対象

地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート等**



<事業の流れ>



非住宅建築物等における木材利用の拡大

[お問い合わせ先] 林野庁木材利用課 (03-6744-2120)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
木質バイオマス利用環境整備事業

【令和7年度予算概算決定額 90,351(108,454)千円】

＜対策のポイント＞

木質バイオマス発電の燃料材不足等の課題に対応するため、**林地残材の利用促進のための環境整備の取組を支援**します。また、小規模な熱利用を主とする「**地域内エコシステム**」の普及のため、**モデル構築の取組や関連する技術開発などを支援**するとともに、エコシステムの更なる普及に向け、先行事例の情報提供、多様な関係者の交流促進及び人材育成等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

＜事業の内容＞

1. 林地残材等利用環境整備事業

増加する燃料材需要へ対応するため、林地残材の利用促進に向けた、**効率的な収集・運搬作業システムの開発・実証**を支援します。

2. 「地域内エコシステム」展開支援事業

(1) 「地域内エコシステム」モデル構築事業

- ①「地域内エコシステム」のモデル構築に向けて、関係者による地域協議会の運営を支援します。**採算性向上に取り組む地域を優先的に支援**します。
- ②燃料の品質向上等に係る**技術開発・改良**の取組を支援します。

(2) 「地域内エコシステム」リビングラボ事業

- ①「地域内エコシステム」の普及のための情報提供（※）、関係者の交流、計画作成支援等の機能を持つ**プラットフォーム（リビングラボ）**の構築を支援します。

3. 木質バイオマス利活用施設整備資金等利子助成事業

過去に整備された木質バイオマス利活用施設等への利子助成を引き続き行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

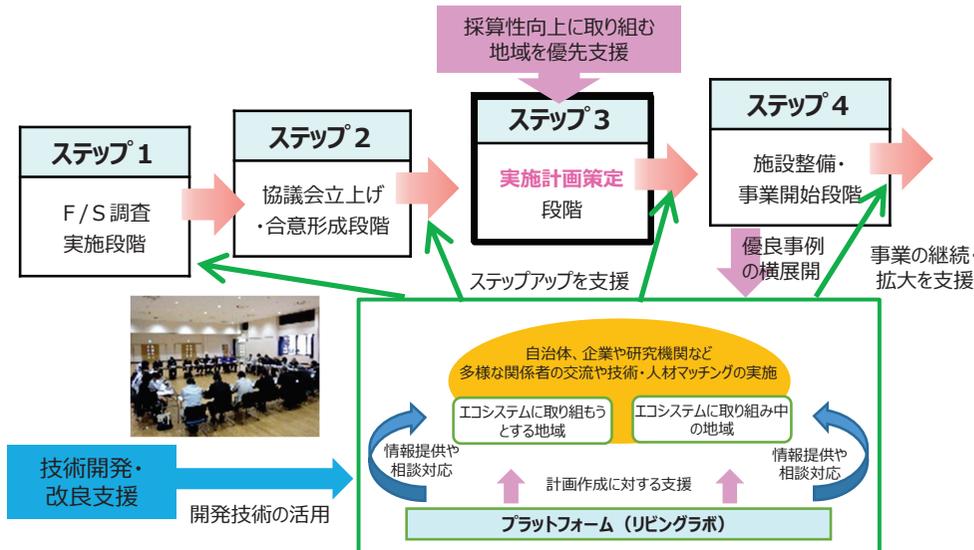
林地残材の利用促進に向けた環境整備



林地残材の効率的な収集・運搬システムの開発・実証

林地残材の
利用促進

「地域内エコシステム」モデル構築とリビングラボによる展開支援



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2297)

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和7年度予算概算決定額 20,000(20,839)千円】

<対策のポイント>

木材製品の輸出拡大に向け、日本産のCLT、構造用集成材等について、グローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援します。**

<事業の内容>

1. CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築 (新規)

製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援します。

- 協議会の設立・運営
- 海外の市場ニーズ・商流等把握のためのテストマーケティングの実践・分析
- テストマーケティングの分析結果等を用いた関係者への普及啓発

<事業の流れ>



<事業イメージ>

専門家等を構成員とする輸出協議会の設立



事業目的達成に必要なスキルを持つ協議会

- 加工技術
- 海外販路開拓
- 広報、プロモーション方法
- 需要トレンド、等

CLT等のテストマーケティングの実践・分析

テストマーケティングの分析結果等による普及啓発



海外市場における日本産のCLT等の「販売力強化」

高付加価値な木材製品の輸出拡大

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2299)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業

【令和7年度予算概算決定額 52,848(52,848)千円】

＜対策のポイント＞

クリーンウッド法に基づき、合法伐採木材等の流通及び利用を促進し、事業者が取り扱う合法性確認木材の割合を向上させるため、**合法性確認の取組に対する支援や、第三者の専門委員会設置による実効性確保のほか、違法伐採関連リスクの情報提供**を実施します。

＜事業の内容＞

1. 事業者による合法性確認の取組に対する支援、普及啓発（拡充）

- (1) 合法性確認の実施や体制整備、人材育成等に取り組む木材関連事業者、素材生産販売事業者に対する**研修等の実施を支援**します。
- (2) 合法伐採木材等の流通促進に関する**業界団体等の関係者との意見交換会の開催、イベント出展等の普及啓発を支援**します。

2. 専門委員会の設置・運営

合法伐採木材等の流通促進に関する**専門委員会を設置し、第三者的な立場から政府へ助言**を行い、合法性確認の実効性の向上を図ります。

3. 違法伐採関連情報等の提供（拡充）

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を通じて、**リスク情報等に着目した国別・地域別の違法伐採関連情報の提供、外国語資料の作成及び国別情報の更新**を行います。

＜事業イメージ＞

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(CW法)(平成29年5月施行)

- 国の責務【第4条】**
 - ・必要な資金の確保
 - ・国内外における木材の生産・流通の実態、木材流通に関する法令についての情報の収集・提供
 - ・登録制度の周知
 - ・登録木材関連事業者による優良な取組の公表、教育活動・広報活動等を通じた事業者・国民の理解の深化
- 事業者の責務【第5条】**
 - ・合法伐採木材等を利用するよう努めなければならない。
- 指導及び助言【第7条】**
 - ・主務大臣は、木材関連事業者に対し、合法伐採木材等の利用を確保するための措置について、必要な指導及び助言を行う。

CW法の一部を改正する法律(令和7年4月施行)

- 主な改正内容**
 - ・川上・水際の木材関連事業者による原材料情報の収集、合法性の確認、記録の作成・保存、情報伝達の義務【第6～8条】
 - ・素材生産販売事業者による情報提供の応諾義務【第9条】
 - ・一定規模以上の川上・水際の木材関連事業者への定期報告の義務【第12条】

合法性確認の取組支援【補助】



- ・木材関連事業者に対する研修を実施
- ・普及啓発を実施

専門委員会の設置・運営【委託】



- ・第三者的な視点から合法性確認に係る政府への助言を実施

違法伐採関連情報等の提供【委託】

情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」

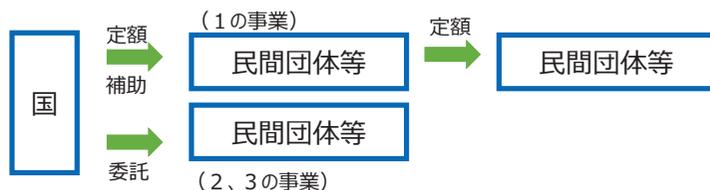


国別情報



- ・登録事業者等 CW法関係情報を提供
- ・各国の制度や違法伐採関連情報を調査・更新

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2496)

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
ウッド・チェンジ拡大促進支援事業

【令和7年度予算概算決定額 28,000(28,000)千円】

＜対策のポイント＞

国産材需要の拡大に資する国民運動を展開するため、国民各層における、日本の森林資源の循環利用等に資する木材利用の意義への認知向上等、消費行動に確かに反映される普及啓発を推進することで、他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進します。

＜事業の内容＞

国民各層における、森林資源の循環利用に資する木材利用の意義等への認知向上を図り、ウッド・チェンジを促進するため、以下の取組を支援・推進します。

- (1) 優れた国産材製品や木造建築物等の展開
 - ① 優れた国産材製品等を幅広い世代に発信・展開する広報
 - ② 地域関係者連携等による木製品の高付加価値化に繋がる取組
- (2) 国産材利用の意義に関する情報発信・木育の機会の充実
 - ① 身近な木材利用の普及・広報を促す取組
 - ② 子供世代向け木材利用意義の認知度向上
 - ③ 木育等学びの機会を充実させる活動の実践
 - ④ 木材利用促進月間にかかる情報発信・普及啓発

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

他資材への需要を木材の需要に転換する等のウッド・チェンジを促進する普及啓発



非住宅建築物の木造化の動きを全国的な動きに展開させ、国産材利用の価値を向上させる建築物等の展開を図るとともに、事業者や消費者の国産材の利用意義への理解を促し、国産材の意識的な選択につなげる。

企業活動や、暮らしにおけるウッド・チェンジを促進



国産材の需要を拡大し
 森林資源の循環利用を促進

【お問い合わせ先】 林野庁木材利用課 (03-6744-2298)

持続可能な木材サプライチェーン構築・展開支援事業

【令和7年度予算概算決定額 75（75）百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の保全と脱炭素社会の実現に貢献するため、国際熱帯木材機関（ITTO）を通じ、地球規模課題と地域ニーズを最適化する「持続可能な森林経営」の実践及び「持続可能な木材利用」の推進体制の構築を支援します。これにより、食料生産等森林以外の土地利用と調和しつつ、森林の持続性を確保します。

<事業目標>

ITTO加盟国のうちの10か国以上において、合法で持続可能な木材サプライチェーンの構築に関連する具体的な取組（能力開発、制度改善、評価制度の導入等）を実施。

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 背景・課題

- ① 森林は二酸化炭素を吸収し、木材は炭素を固定することから、「持続可能な森林経営(SFM)」及び「持続可能な木材利用(SWU)」は、カーボンニュートラル（ネット・ゼロ）の実現に大きく寄与します。
- ② 他方、重要な熱帯林資源を持つ南米やアフリカにおいては、農地拡大等による森林以外の土地利用への転用による森林減少が進行しています。また、生物多様性保全の世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」との調和が望まれます。
- ③ これに対し、ITTOは、これまでの熱帯林における知見を活かし、食料生産等と調和した収益性の高い森林経営の導入や木材利用促進を担う人材の育成等、持続可能な木材サプライチェーンを構築することが可能です。

2. 事業の内容

- ① **我が国の経験を活用した「持続可能な木材利用」の展開支援**
40（40）百万円
G7会合等で、新たに「持続可能な木材利用」の重要性が確認されたことを受け、アジア・太平洋地域における木材利用拡大プロジェクトの展開等を支援します。
- ② **地球規模課題と地域ニーズへの対応を最適化する持続可能な熱帯林経営の実践**
35（35）百万円
南米・アフリカ等を対象に、熱帯林の生物多様性の保全や食料生産と調和した持続可能な熱帯林経営とその利用を支援します。

<事業の流れ>



持続可能な森林経営（SFM）

- ・持続可能な森林経営は、生物多様性の保全や持続可能な木材利用に不可欠。
- ・特に、南米・アフリカ等の熱帯地域においては、地域のニーズを考慮した、合法で持続可能なサプライチェーンの構築が必要。

持続可能な木材利用（SWU）

- ・我が国が議長国を務めた2023年G7において、SFMに加え、新たに確認・発信。
- ・我が国の官民連携によるSWU推進の取組の経験をもとに、主に輸出に依存してきた熱帯木材生産国を対象に、木材利用推進を支援。

SFMとSWUをつなぐ「持続可能なサプライチェーンの構築」により、熱帯林の保全とカーボンニュートラルを実現

- ✓ 熱帯林を擁するグローバルサウス諸国における、地域ニーズを踏まえたSFMの確立
- ✓ SFM及びSWUの実践により、気候変動の緩和や熱帯林の生物多様性の保全等の国際目標の達成を支援
- ✓ SWUの展開により、森林資源を循環的に利用し、カーボンニュートラルを実現

【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

国際熱帯木材機関本部事務局設置経費

【令和7年度予算概算決定額 22（22）百万円】

<対策のポイント>

熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図るため、「国際熱帯木材協定」に基づき設置された**国際熱帯木材機関（ITTO）の活動を支援**します。

<事業目標>

国際熱帯木材機関本部事務局設置に係る経費を拠出することにより、円滑な事務局運営に貢献します。

<事業の内容>

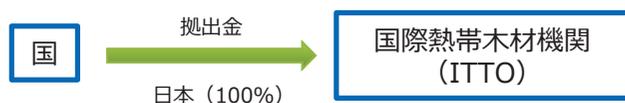
1. 背景・課題

- ① 国際熱帯木材機関（ITTO）は、1986年に、「**国際熱帯木材協定**」に基づき、熱帯林の持続可能な経営の促進と熱帯木材貿易の発展を図ることを目的として**設立された国際機関**です。**本部は、横浜市**に所在します。
- ② 地球規模での熱帯林の保全の必要性が国際的に指摘されている中、持続可能な熱帯林経営の促進に向けてITTOが果たす役割は極めて重要です。

2. 事業の内容

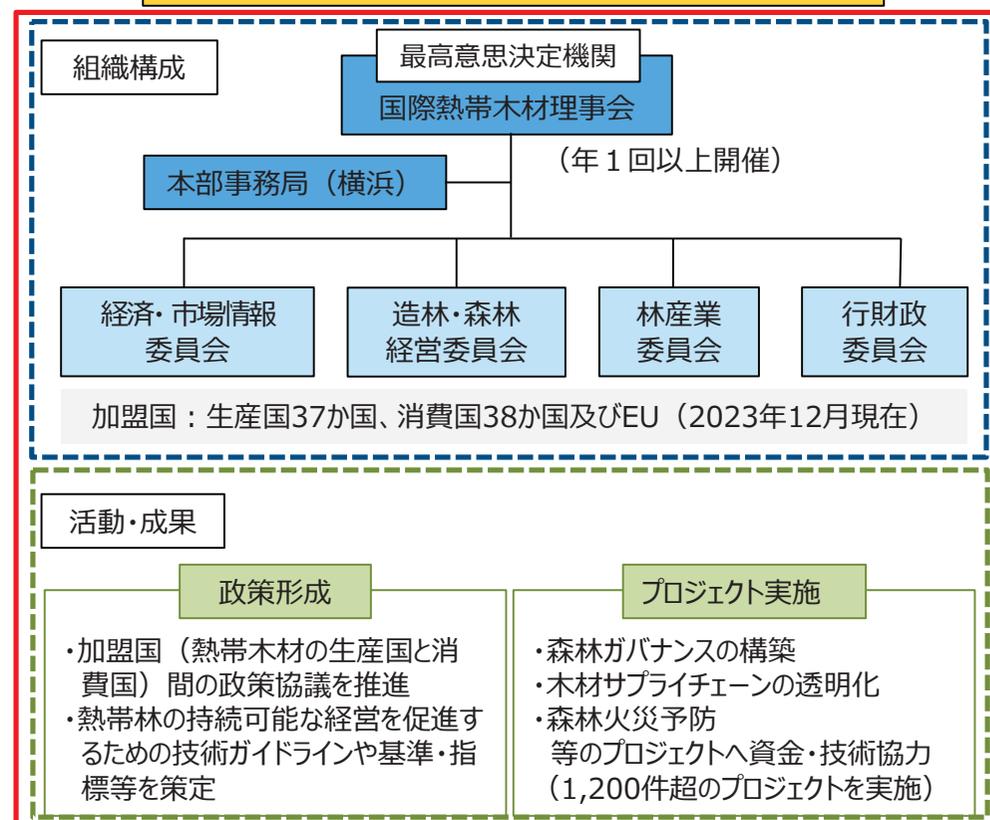
我が国は、ITTOのホスト国として、熱帯林の保全に積極的に取り組む姿勢を示すため、ITTOと日本政府が締結した「**日本国政府と国際熱帯木材機関との間の本部協定**」（1988年）に基づき、ITTOの**本部事務局設置経費**を拠出します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

本部事務局設置経費の拠出を通じてITTOの活動を支援



【お問い合わせ先】 (1) 輸出・国際局新興地域グループ (03-3502-5913)
(2) 林野庁木材利用課 (03-3502-8063)

<対策のポイント>

認定品目団体等がオールジャパンで行う輸出課題の解決や新たな輸出先の開拓等、**業界全体の輸出力強化**に向けて行う取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

輸出重点品目について、認定品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめ**オールジャパンで行う**、輸出力の強化に向けた次の①～⑩までの取組を支援します。

※輸出促進法に基づき認定された団体及び認定に向け取り組む団体

- ① 輸出ターゲット国・地域の**市場・規制調査**
- ② 海外における**ジャパンブランドの確立**
- ③ 業界関係者**共通の輸出に関する課題解決**に向けた実証等
- ④ **海外における販路開拓活動**
- ⑤ 輸出促進のための**規格の策定**等
- ⑥ **国内事業者の水平連携**に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の**専門家による支援**
- ⑧ **新たな輸出先国・地域の開拓**に向けた調査及び輸送試験
- ⑨ **任意のチェックオフ制度導入**に向けた体制整備
- ⑩ ジェトロやJFOODOとの**連携強化推進**【6補正：4億円】
【7予算：8千万円】

<事業の流れ>



<事業イメージ>

- ①-例 ・マーケティングを行う**現地エージェント**を活用した**コメ市場の調査**
・牛肉の**非日系市場**への**商流開拓**に向けた**流通実態**等の調査
- ②-例 ・錦鯉の品質や価値を証明する**電子生産証明書システム**の開発
・青果物の**産地リレー出荷**による**小売店**での**長期棚確保実証**
- ③-例 ・米国への**構造材輸出**のための**スギ製材**の性能検証
・フランスの**学校給食**への**日本式カレー**の導入促進のための**レシピ**等の提供や調理実習等の実施
- ④-例 ・バイヤー等向け**教育セミナー**の開催、**品目専門見本市**への出展等
・商談の多様化に向けた**真珠のオンライン入札システム**の開発
- ⑤-例 ・**輸送資材や温度管理、洗浄方法**等、相手国等のニーズに対応した**規格やマニュアル**等の策定
・商流構築のために構成員が行う必要な**認証取得への支援**(1/2以内)
- ⑥-例 ・旬の**青果物**を活用した**スイーツ**による**外食店**での**長期間フェア**を可能とする**リレー出荷**のための**出荷時期や数量**等の調整
- ⑦-例 ・海外現地の市場や規制、手続等に精通する**専門家による相談対応**
- ⑧-例 ・ぶりの品質保持や輸送効率化等のための**輸送実証**
- ⑨-例 ・任意チェックオフ導入に向けた**諸外国の事例調査**や国内関係者を集めた**検討会の開催**、**徴収体制の構築**、**徴収事務**等
- ⑩-例 ・**ジェトロやJFOODOとの連携**による**現地系外食店**での**フェア**の実施等、**新市場開拓**に資する取組（①～⑨のいずれにも対応）



リレー出荷による
スイーツ店での
長期間フェア



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出企画課 (03-6744-1779)